

請求人

志木市監査委員 成 田 茂

志木市監査委員 今 村 弘 志

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年3月23日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、

- （1）市道第1013号線の廃止は、交通量調査を実施しておらず廃止の要件を満たしていないことから不法であり、このため、道路内への渡り廊下の建築は、建築基準法第44条に定める特定行政庁の許可が得られない可能性が高いことから、これを前提とした支出は不法な財務会計行為である。
- （2）令和8年1月29日に公開された、「志木市立学校設置条例の一部改正について（素案）」の公募意見に対する市の回答で示している志木の森学園開校に向けた概算工事額と「令和8年度 志木市予算及び事業概要説明」に掲載された志木の森学園に関する予算額が480,000千円乖離しており、

区分が不明確なまま巨額の起債、工事費を計上することは不当な財務会計行為である。

- (3) 「令和 8 年度 志木市一般会計・特別会計予算書」に掲載している「志木小学校等複合施設受変電設備改修」及び「志木小学校等複合施設給水ポンプ交換」について、小学校費と社会教育費に二重計上されており不当である。

旨を主張している。

(1) について、請求人はあたかも交通量調査を行わず道路を廃止したことが不法であるかのように主張するが、道路の廃止については、道路法第 10 条第 3 項において、同法第 8 条第 2 項から第 5 項までを準用し、あらかじめ議会の議決を経なければならないと規定しているのであって、道路の廃止にあたって交通量調査を要する旨の規定はなく、市道第 1013 号線は、道路法第 10 条第 3 項に基づき、令和 8 年志木市議会 3 月定例会において第 40 号議案によりその廃止が提起され、議決をもって廃止されており、違法性は見受けられない。したがって、市道第 1013 号線は廃止済みであることから、道路内への建築を制限する建築基準法第 44 条にかかる特定行政庁の許可は要しないのであり、請求人の主張はその前提を欠いており理由がない。

(2) 「志木市立学校設置条例の一部改正について（素案）」の意見公募に係る「公募意見に対する市の考え方」で述べられた金額と「令和 8 年度 志木市予算及び事業概要説明」に計上された金額が 480,000 千円乖離しているという主張であるが、「公募意見に対する市の考え方」においても述べられているように、その金額は令和 7 年 2 月に公開された施設概要に基づくものであり、これは令和 6 年度の基本設計時点での概算金額を述べたものである。その後、令和 7 年度に実施設計を行い、その最終的な工事費が、令和 8 年度予算に志木の森学園開校準備工事費として計上された 443,190 千円であり、請求人の主張するような乖離は生じておらず、また、その他工事に係る費用は、すべての市立小中学校において、計画的に実施している学校快適化事業によるもので、志木第二中学校区においては志木の森学園開校準備工事と併せて行う旨を市のホームページにて周知しており、請求人の主張は失当である。

(3) 「令和 8 年度 志木市一般会計・特別会計予算書」に掲載している「志木小学校等複合施設受変電設備改修」及び「志木小学校等複合施設給水ポンプ

交換」について、小学校費と社会教育費に二重計上されているという主張であるが、志木小学校は社会教育施設である「いろは遊学館」及び「いろは遊学図書館」との複合施設であり、社会教育施設の管理は、一括していろは遊学館にて行っている。当該工事は、小学校施設、社会教育施設それぞれに影響することから、総工事費を按分し小学校費、社会教育費とそれぞれが所管する予算へ計上したものであって、これは、法第 216 条歳入歳出予算の区分で規定する「歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。」との、法に定められたとおりの対応である。

以上より、本件請求における請求人の主張は、いずれも住民監査請求の要件を欠いたものであり、住民監査請求の対象とはなり得ない。